平成２３年（フ）第１８３０号
横浜市磯子区岡村４丁目27番８号　ファミール岡村Ｂ棟202号
債務者　前田　俊江
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８３５号
横浜市港北区綱島東１丁目15番５―103号
債務者　渡邉　和弥
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８６３号
横浜市瀬谷区阿久和南２丁目15番地９
債務者　園田　賢治
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８８１号
横浜市青葉区柿の木台21番地10　ドミールＭ203
債務者　鈴木　由美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９１２号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷999―１、住民票上の住所神奈川県綾瀬市上土棚中１丁目９番39―303号
債務者　今野　真一
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９８４号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　ＦＩＳ青葉318号
債務者　國廣　喜輔
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９９６号
横浜市鶴見区馬場４丁目９番９号
債務者　渡邊　慶子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８４号
北海道旭川市神居６条２丁目２番18号
債務者　田中　　剛
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７３４号
東京都稲城市東長沼2132番地の３サングリーン８　203号
債務者　青山　一恵（旧姓塩入）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０４号
静岡県富士宮市黒田253番地の１　レオパレスビュー・フジ208、前住所静岡県富士市森島221番地の８
債務者　成澤　一幸
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１０５号
静岡県富士宮市黒田253番地の１　レオパレスビュー・フジ208、前住所静岡県富士市森島221番地の８
債務者　成澤みさ子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１２８０号
札幌市豊平区平岸４条２丁目１番21号
破産者　有限会社北海道表具研究会表研
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５６号
茨城県土浦市荒川沖45番地の９
破産者　ミウラ設計株式会社
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成１９年（フ）第１５７２０号
東京都品川区東大井１丁目３―１―302
破産者　松岡　一孝
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４５８号
東京都新宿区西新宿６丁目５番１号　新宿アイランドタワー東館２階
破産者　医療法人社団潤成会
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８３号
名古屋市中区栄１丁目22番７号
破産者　有限会社エルシーエル
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部